

しずおかし子育てハンドブック広告掲載に関する仕様書

1 しずおかし子育てハンドブック概要

- (1) 名称 しずおかし子育てハンドブック
- (2) 規格 A 5 判 104 ページ以内（表紙及び裏表紙を除く）
オールカラー（4色）
- (3) 発行頻度 年1回
- (4) 発行予定時期 令和元年8月上旬
- (5) 発行部数 20,000部
- (6) 配布方法 主に市内各保健福祉センターにおいて、母子健康手帳とともに配布する。

2 契約内容

静岡市（以下「甲」という。）が発行するしずおかし子育てハンドブックの広告スペースを契約者（以下「乙」という。）が一括して買取り、そこに掲載する広告の募集、作成などを行い、甲が乙の作成した広告をしずおかし子育てハンドブックに掲載する。

3 広告の仕様

- (1) 広告掲載枠 広告を掲載するページ、位置及び規格は次のとおりとする。
 - ・表紙裏面、裏表紙及びその裏面（計3ページ）
 - ・縦190mm×横130mm
- (2) 広告業者数 1ページにつき1社以上3社以内
- (3) 刷り色 4色（オールカラー）
- (4) その他 必ず各広告の左上または右上に縦5ミリメートル、横10ミリメートル程度の大きさで「広告」と表示し、これを白抜きで枠囲みすること。
各広告の下部に、「広告に関することは、広告主にお問い合わせください。」、「広告主及び広告内容と静岡市の業務とは直接関係ありません。」の文言を表記し、併せて広告主及び広告主の連絡先を表示すること。
また、各ページの下部に「この冊子の作成経費の一部は、広告の掲載による収入で賄われています。」という文章を入れること。

4 掲載できる広告

「しずおかし子育てハンドブック広告掲載取扱要綱」及び「しずおかし子育てハンドブック広告掲載基準」に適合するものとする。

5 掲載広告の優先順位

広告掲載希望者の数が広告枠数を超えたときは次の順位によること。

- (1) 国若しくは地方公共団体又は国若しくは地方公共団体が出資し、又は出えんする法人および団体の広告

- (2) 公益法人及び公益的団体の広告（前号に掲げるものを除く。）
- (3) 私企業のうち公益的性格を有する企業の広告
- (4) 私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有するものの広告（前号に掲げるものを除く。）
- (5) 私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有しないものの広告（第3号に掲げるものを除く。）
- (6) 前各号に掲げるもの以外の広告

6 広告原稿の作成

- (1) 乙は、広告内容について事前に甲と協議した上、原稿を令和元年5月22日（水）正午までに紙に出力したもの及びデータで静岡市子ども未来課へ提出する。
- (2) 乙は、静岡市広告審査会（5月下旬開催予定）が表現等不適切と判断したものについては、その指示に従う。
- (3) 広告原稿の校正は乙の責任において行う。
- (4) データの納品は、乙が用意したCD-R等により行う。
- (5) 広告のデザインの作成に要する費用その他広告の掲載に要する費用は、乙の負担とする。

7 広告掲載料の納入

乙は、広告掲載料を別に定める日まで納入すること。

8 その他

- (1) 広告は、文字の大きさ等に留意し、誰にでも見やすく、しずおか子育てハンドブックの品位を損ねないような広告とすること。
- (2) この仕様書に定めのない事項やこの仕様に関する事項について、疑義や不都合が生じた場合は、その都度、甲、乙協議の上、決定すること。